

入 札 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び平戸市契約規則（平成 17 年平戸市規則第 44 号）第 4 条の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 2 日

平戸市長 黒 田 成 彦

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

No.	件 名	数 量 (kWh)
1	平戸浄水場で使用する電力の供給	954, 100
2	阿奈田浄水場で使用する電力の供給	469, 600
3	木引中継ポンプ場で使用する電力の供給	235, 500
4	神の川導水ポンプ場で使用する電力の供給	276, 600
5	桜川導水ポンプ場で使用する電力の供給	125, 000

(2) 内容等

別添「入札説明書」のとおり

(3) 履行場所

別添「履行場所一覧」のとおり

(4) 供給期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(5) 入札方法

1 年間の総価で入札に付する。ただし契約は単価によるものとして、入札仕様書等に示した契約電力及び年間予定使用電力に対して、入札者が設定した契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量単価）に基づき、最も安価となる契約種別により算出した総価によるものであること。なお、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (3) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (8) 九州地域において国・県又は市町村に電力供給の実績のあるもの。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札手続に関する問い合わせ先

〒859-5114 平戸市築地町 536 番地 1 平戸市水道局

電話 0950-22-3838 FAX 0950-23-3647 電子メール suido@city.hirado.lg.jp

- (2) 入札説明書等の公開

平戸市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>

- (3) 一般競争入札参加資格確認等

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するために、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けること。

ア 提出期間 令和 5 年 6 月 2 日（金）から令和 5 年 6 月 16 日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 (1)に掲げる場所

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

(4) 質疑書の提出期間及び提出方法等

質疑書は、(1)に掲げる問い合わせ先に提出すること。

ア 提出期間 令和5年6月2日(金)から令和5年6月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 電子メール又はファックスにより提出し、必ず着信確認を行うこと。

(5) 入札及び開札の方法等

会場を設けての入札は行わず、下記日時までに入札書を持参又は郵送により提出すること。

ア 入札書提出期間

令和5年7月3日(月)午前9時から令和5年7月7日(金)午後2時まで

イ 入札書提出場所

平戸市水道局(平戸市築地町536番地1)

ウ 提出方法

①水道局へ持参する場合

■提出期限 上記アに同じ。

■提出場所 上記イに同じ。

■注意事項 代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

入札書は封筒に入れ、密封して提出すること。

※委任状、入札書、封筒の作成方法については、平戸市ホームページを参照のこと。

②水道局へ郵送する場合

■提出期限 令和5年7月6日(木)午後5時まで(必着)

■提出先 〒859-5114 平戸市築地町536番地1

平戸市水道局

■注意事項 一般書留又は簡易書留により提出すること。

入札書は封筒に入れ密封し、さらに封筒に入れて郵送すること。

郵送する封筒の表面には「入札書在中」と明記すること。

※委任状、入札書、封筒の作成方法については、平戸市ホームページを参照のこと。

エ 開札日時

令和5年7月7日(金)午後2時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金：免除

(2) 契約書作成の要否：要する

(3) 入札の無効：2に掲げる入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) その他：詳細は、入札説明書による。

入札説明書

本入札説明書は、平戸浄水場 外 4 施設で使用する電力の一般競争入札(以下「競争入札」という。)に適用されるものであり、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質疑書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

No.	件名	数量 (kWh)
1	平戸浄水場で使用する電力の供給	954,100
2	阿奈田浄水場で使用する電力の供給	469,600
3	木引中継ポンプ場で使用する電力の供給	235,500
4	神の川導水ポンプ場で使用する電力の供給	276,600
5	桜川導水ポンプ場で使用する電力の供給	125,000

(2) 内容等

別添「電力供給条件仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行場所

別添「履行場所一覧」のとおり

(4) 供給期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

(5) 入札方法

ア この入札は、(4)に掲げる期間における概算数量の契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量単価)に基づき、最も安価となる契約種別により算出した総価により行う。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、実際の請求に当たっては、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正による消費税率の変動があった場合は、相当額を加算して請求金額を算出する。

エ 入札書に記載する入札金額の積算方法を記した入札金額内訳書(以下「内訳書」という。)を必ず添付すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (2) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき、一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 事故発生時等に、緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 九州地域において、国・県又は市町村に電力供給の実績のあるもの。

3 入札に関する問い合わせ先

〒859-5114 平戸市築地町 536 番地 1 平戸市水道局
電話 0950-22-3838 FAX 0950-23-3647
電子メール suido@city.hirado.lg.jp

4 競争入札参加申請等

- (1) 本件の入札に参加を希望する者（以下「入札参加申請者」という。）は、別添「一般競争入札参加資格確認申請書」を令和 5 年 6 月 16 日（金）午後 5 時（必着）までに上記 3 の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 入札参加申請者に必要な資格等を確認するため、(1) の添付資料として「安定供給確約書」、「電力供給実績一覧表」、「小売電気事業者として登録されていることを証する書類」及び「誓約書」を提出すること。

- (3) 入札参加申請者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 「一般競争入札参加資格確認結果通知書」を令和5年6月20日（火）までに発送する。
- (5) 「一般競争入札参加資格確認申請書」提出後に入札参加を辞退する場合は、書面で届け出ること。

5 入札保証金及び契約保証金 いずれも免除する。

6 入札及び開札の方法等

(1) 入札書提出期間

令和5年7月3日（月）午前9時から令和5年7月7日（金）午後2時まで

(2) 入札書提出場所

平戸市水道局（平戸市築地町 536 番地 1）

(3) 提出方法

①水道局へ持参する場合

■提出期限 上記アに同じ。

■提出場所 上記イに同じ。

■注意事項 代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

入札書は封筒に入れ、密封して提出すること。

※委任状、入札書、封筒の作成方法については、平戸市ホームページを参照のこと。

②水道局へ郵送する場合

■提出期限 令和5年7月6日（木）午後5時まで（必着）

■提出先 〒859-5114 平戸市築地町 536 番地 1 平戸市水道局

■注意事項 一般書留又は簡易書留により提出すること。

入札書は封筒に入れ密封し、さらに封筒に入れて郵送すること。

郵送する封筒の表面には「入札書在中」と明記すること。

※委任状、入札書、封筒の作成方法については、平戸市ホームページを参照のこと。

(4) 開札日時

令和5年7月7日（金）午後2時

- (5) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び別添「電力供給契約書（案）」を熟知のうえ、応札すること。

仕様書等について疑義がある場合は、質疑書（押印不要）を令和5年6月16日（金）午後5時までに、上記3へ電子メール又はファックスにより提出し、必ず着信確認を行うこと。受領した質疑書に関しては、質問者に、電子メール又はファックスにて令和5年6月20日（火）までに回答するとともに、本市のホームページ（<http://www.city.hirado.nagasaki.jp>）で公表する。

(6) 入札参加者又はその代理人は、本入札説明書に添付されている入札書及び委任状を使用すること。

(7) 入札金額の算出基礎として、内訳書を作成し、入札書に添付すること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。なお、(4)又は(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は市長が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

(1) 入札に参加するために必要な資格のない者又は代理権のない者が入札

(2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3) 入札者が2以上の入札（入札者本人及びその代理人がした入札を含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する不正な行為による入札

(5) 公正を疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6) 内訳書の金額と入札金額が一致していない入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 落札者を決定した場合において、落札者以外の入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札されなかった理由を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を延期又は中止することがある。なお、中止となった場合でも申請書その他提出書類の作成費用は申請者の負担とする。

10 その他

(1) 入札参加者及び落札者が本件供給に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は落札者が負担する。

(2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約のため、令和6年度平戸市一般会計予算が議決されなかった場合又は減額されて議決された場合は、本件の契約を変更し、又は解除する場合がある。

(3) 令和5年度電力供給事業者一覧表 別紙1のとおり

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 平戸浄水場で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 平戸浄水場
平戸市古江町1番地3
- (3) 業種・用途 水道事業・浄水場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 交流3相3線式 1回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 165kW以内
ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 954,100kWh
- (3) 供給期間
令和5年10月1日0時から令和6年9月30日24時まで
- (4) 供給地点
対象物件の平戸市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
 - (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
 - (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 阿奈田浄水場で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 阿奈田浄水場
平戸市大川原町 1300 番地
- (3) 業種・用途 水道事業・浄水場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 82kW 以内
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 469,600kWh
- (3) 供給期間
令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (4) 供給地点
対象物件の平戸市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
 - (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
 - (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 木引中継ポンプ場で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 木引中継ポンプ場
平戸市木引町 760 番地 14
- (3) 業種・用途 水道事業・ポンプ場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 56kW 以内
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 235,500kWh
- (3) 供給期間
令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (4) 供給地点
対象物件の平戸市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
 - (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
 - (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 神の川導水ポンプ場で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 神の川導水ポンプ場
平戸市生月町南免 3714 番地
- (3) 業種・用途 水道事業・ポンプ場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 45kW 以内
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 276,600kWh
- (3) 供給期間
令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (4) 供給地点
対象物件の平戸市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
 - (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
 - (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 桜川導水ポンプ場で使用する電力の供給
- (2) 履行場所 桜川導水ポンプ場
平戸市生月町南免 236 番地
- (3) 業種・用途 水道事業・ポンプ場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 (標準電圧) 6,600V
 - ウ 計量電圧 (標準電圧) 6,600V
 - エ 標準周波数 60Hz
 - オ 受電方式 交流 3 相 3 線式 1 回線受電
 - カ 蓄熱式負荷設備の有無 無
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力 52 kW以内
ただし、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 - イ 予定使用電力量 125,000 kWh
- (3) 供給期間
令和 5 年 10 月 1 日 0 時から令和 6 年 9 月 30 日 24 時まで
- (4) 供給地点
対象物件の平戸市所有の開閉器の電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。
- (6) 保安上の責任分界点
供給地点に同じ。

3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、平戸管内の一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 見積金額の算定に当たっては、力率は 100 パーセントとし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とし、燃料費調整単価については、平戸管内の一般送配電事業者の算定方法と同様とする。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その小数点以下を切り捨てる。
 - エ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- (4) 使用電力量の検針後、検針結果（種別、使用電力量、単価、料金等）を速やかに通知するものとする。
 - (5) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般送配電事業者と調整すること。
 - (6) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

履行場所一覧表

No.	件名	履行場所	所在地
1	平戸浄水場で使用する 電力の供給	平戸浄水場	平戸市古江町1番地3
2	阿奈田浄水場で使用する 電力の供給	阿奈田浄水場	平戸市大川原町1300番地
3	木引中継ポンプ場で使用する 電力の供給	木引中継ポンプ場	平戸市木引町760番地14
4	神の川導水ポンプ場で使用する 電力の供給	神の川導水ポンプ場	平戸市生月町南免3714番地
5	桜川導水ポンプ場で使用する 電力の供給	桜川導水ポンプ場	平戸市生月町南免236番地

令和 5 年度 電力供給事業者一覧

No.	件 名	履 行 場 所	所 在 地	供給事業者
1	平戸浄水場で使用する電力の供給	平戸浄水場	平戸市古江町 1 番地 3	九州電力送配電(株)
2	阿奈田浄水場で使用する電力の供給	阿奈田浄水場	平戸市大川原町 1300 番地	九州電力送配電(株)
3	木引中継ポンプ場で使用する電力の供給	木引中継ポンプ場	平戸市木引町 760 番地 14	九州電力送配電(株)
4	神の川導水ポンプ場で使用する電力の供給	神の川導水ポンプ場	平戸市生月町南免 3714 番地	九州電力送配電(株)
5	桜川導水ポンプ場で使用する電力の供給	桜川導水ポンプ場	平戸市生月町南免 236 番地	九州電力送配電(株)

電力供給契約書（案）

平戸市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
は、平戸浄水場で使用する電力の供給に関し、次の条項により電力供給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書等（入札説明書、仕様書ほか仕様に関わる書類をいう。）に基づき、平戸浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとし、いずれの額も消費税及び地方消費税を含む。

基本料金（円／キロワット月）	金〇〇〇〇円〇〇銭
電力量料金（円／キロワット時）	金〇〇〇円〇〇銭

2 本契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等により消費税等額に変動が生じた場合は、本契約を何ら変更することなく契約金額に消費税等相当額を加減して支払う。

（契約期間等）

第3条 契約期間は、契約締結日から令和6年9月30日までとする。

2 電力供給期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

3 契約後、電力供給開始までの間は必要となる設備の改修等のための準備期間とする。

（契約保証金）

第4条 発注者は、この契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第6条 使用予定電力量は、発注者の都合により変更することができるものとする。

（契約電力の決定）

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（検針日及び計量）

第8条 検針日は、現在の検針日を引き継ぐものとし、その日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。

2 計量は、検針日に電力量計に記録された指示数の読みにより使用電力量を算定する。

3 受注者は、月々における最大使用電力量、積算使用電力量、力率、電力基本料金、電力量料金を報告しなければならない。

（電気料金の算定）

第9条 電気料金は、基本料金及び電力量料金の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。）とする。

2 基本料金は、第2条第1項に定める金額とする。ただし、受注者は、仕様書等に定めのある力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができる。

3 電力料金は、前条第2項の規定により読み取った1月（前月の検針日から当月の検針日前日までの期間をいう。）の使用電力量に第2条第1項に定める金額を乗じて算定し

た金額（ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料調整額を加え、または差し引いて得た額とする。）と、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を合計した金額とする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第10条 受注者は、前条の規定により算定された額を1月ごとに請求するものとし、発注者は、受注者から適法な支払い請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

2 発注者は、前項に定めた約定期間に電気料金を受注者に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した金額を遅延利息として支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが、天災地変等、発注者の責に帰さない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（接続供給契約等により生ずる債務の負担）

第11条 受注者が当該地域の一般送配電事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

（契約に要する費用）

第12条 この契約の締結及び電力供給に関する設備等の設置に要する費用は、受注者の負担とする。

（契約の解除等）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと見込まれるとき。
- (3) 契約の履行にあたり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、かつ、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 第14条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、仕様書等に提示された予定契約電力及び予定使用電力量に基づく年間見込総額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、発注者にその損失の補償を請求することができない。

(受注者の解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。

(解除の効果)

第15条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、この契約が解除された場合において、発注者が解除された日を含む月に電力の供給を受けている場合は、基本料金を以下の計算式で算定した電気料金を受注者に支払わなければならない。

・解除月の基本料金＝基本料金×(日割計算対象日数/暦日数)

(秘密の保持)

第16条 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、当該地域を所管する一般送配電事業者が定める供給条件等を基に、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

(紛争の解決)

第18条 この契約に関する紛争は、発注者所在地の裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を称するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 平戸市岩の上町 1508 番地 3
平戸市水道事業
平戸市長 (印)

受注者 住 所
名 称
代表者 (印)